

# 高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号  
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

## 目次

告示		ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令	(漁業管理課)	
	(1・6 掲示)	1
○保安林の指定施業要件の変更	(治山林道課)	1
○道路の区域変更	(道路課)	1
公 告		
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	1

## 告 示

### 高知県告示第3号の3

くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和5年1月）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和5年1月8日から同月31日までの間、くろまぐろの採捕の停止を命ずる。

令和5年1月6日（掲示済）

高知県知事 濱田 省司

### 高知県告示第21号

次の保安林の指定施業要件を変更したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和5年1月20日

高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
長岡郡大豊町立川上名字ヲグルス1686の11、1687の5
- 保安林として指定された目的  
公衆の保健
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字ヲグルス1687の5（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び大豊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和5年1月20日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月20日

高知県知事 濱田 省司

- 道路の種類 県道
- 路線名 大久保伊尾木
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市大井字ヒシリバへ乙352番2から 安芸市大井字ヒシリバへ乙352番4まで	前	5.1 }	200
	後	13.2 }	200
		64.9	

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

令和5年1月20日

高知県知事 濱田 省司

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
令和4年12月21日 4 高都計第346号	吾川郡いの町枝川字イボ615番、619番	広島県広島市中区小町1番25号 積水ハウス不動産 中国四国株式会社 代表取締役 佐